

平成 23 年 4 月 4 日

各 位

株式会社 北海道銀行

東北地方太平洋沖地震で被災された他行のお客さまへのご対応について

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

北海道銀行（頭取 堰八義博）は、今般の大震災に伴う金融上の特別措置として、下記の銀行とお取引のある被災されたお客さまに対しまして、ご預金のお支払いを実施することといたしましたのでお知らせ申し上げます。

被災地域の日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 対象金融機関・取扱開始日

東邦銀行・常陽銀行 ~ 平成 23 年 4 月 5 日(火)から

きらやか銀行・北日本銀行・仙台銀行・福島銀行・大東銀行 ~ 平成 23 年 4 月 8 日(金)から
4 月 8 日(金)取扱の 5 行につきましては現在事務手続きを調整中で、詳細が確定次第ご案内申し上げます。

2. 取扱内容（ご預金お支払い内容）

(1) 対象預金科目

当座預金・普通預金(カードローン口座を含む)・貯蓄預金・納税準備預金・定期預金・定期積金
・通知預金

(2) お支払い金額

ご預金通帳・証書・お届けのご印鑑のいずれか一部またはいずれもお持ちではない場合
~ 預金口座の残高の範囲内で、1 口座 1 日あたり 10 万円(千円単位)までお支払いをさせていただきます。

上記いずれもお持ちの場合

~ 預金口座の残高の範囲内で、1 口座 1 日あたり 100 万円(千円単位)までお支払いをさせていただきます。

なお、財産形成預金(一般財形のみ)につきましては、証書、お届けのご印鑑をお持ちの場合でも預金口座の残高の範囲内で、1 口座 1 日あたり 10 万円(千円単位)までお支払いをさせていただきます。

(3) 本人確認について

出来る限り運転免許証や健康保険証等の本人確認資料をご持参ください。いずれの本人確認資料もお持ちでない場合は、弊行の窓口にご相談ください。

【本件に関する照会先】	経営企画部広報 CSR 室	沼田・佐藤(泰)	011-233-1005
-------------	---------------	----------	--------------